

第13回郡山市子ども・子育て会議 会議録

【日時】平成27年1月20日（火）午後1時30分～午後2時40分

【場所】郡山市こども総合支援センター（ニコニコこども館）3階 研修室

【次第】1 開会

2 議事

(1) (仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン（素案）に係る意見公募に関する手続（パブリックコメント手続）の結果について

(2) (仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン（素案）について

(3) その他

3 その他

4 閉会

【出席委員】14名（敬称略）

吾妻 利雄	遠藤 重子	大川原 順一	菊池 信太郎
相楽 正人	佐藤 広美	鈴木 薫	鈴木 宮子
瀧田 勉	滝田 良子	平栗 裕治	保住 キミ
安田 洋子	横山 智恵		

【欠席委員】6名（敬称略）

猪越 京子	遠藤 智子	太神 和廣	大和田 新
源後 正能	峯 淳子		

【事務局職員】11名

こども部 : 渡辺善信（部長）

こども未来課 : 三瓶克宏（課長）、笹川幸江（課長補佐）、伊東惣市（青少年育成係長）、西名華奈子（こども企画係主任）

こども支援課 : 橋本則子（課長）、伊藤克也（課長補佐）、

こども育成課 : 寺山佳世子（課長）、井上薫（管理係長）

佐久間由三子（認定給付係長）、伊藤博（保育所係長）

【配布資料】

資料1 「(仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン（素案）」に対するパブリックコメント実施結果

資料2 (仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン修正一覧

資料 2-1 (仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン計画素案

資料 3 郡山市保育料(利用者負担額)案について

資料 4 平成 27 年度からの地域子育て支援センターの運営について

資料 5 新たな専門部会の設置について

1 開会

(笹川補佐) 定刻となりましたので、「第 1 3 回郡山市子ども・子育て会議」を開催いたします。

本日御都合により、猪越京子様、遠藤智子様、太神和廣様、大和田新様、源後正能様、峯淳子様、が欠席されておりますことを御報告いたします。

なお、本日の欠席者は 6 名であり、出席者は過半数を超えておりますので、郡山市子ども・子育て会議条例第 5 条第 2 項により、本会議は成立しておりますことを御報告いたします。

傍聴を希望されている方が 4 名おりますが、郡山市附属機関等の会議の公開に関する要領の規定により会長が許可することとなっておりますが、いかがでしょうか。

(滝田会長) 許可します。

2 議事

(笹川補佐) 本会議の議長につきましては、郡山市子ども・子育て会議条例第 5 条第 1 項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、これから先の会議の進行につきましては、滝田会長にお願いいたします。

(滝田会長) それでは、ただいまから「第 1 3 回郡山市子ども・子育て会議」の議事に入ります。

議事の 1 番「(仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン(素案)に係る意見公募に関する手続(パブリックコメント手続)の結果について」事務局の説明をお願いします。

【事務局(西名主任)、資料 1 「(仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン(素案)」に対するパブリックコメント実施結果」資料 2-1 「(仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン計画素案」により説明】

(平栗裕治委員) 市民からの意見にあるように、区域の設定は居住区域と同じ区域内の施設しか利用できないと誤解を与えやすい。通勤途上や建学の精神に基づく幼稚園の選択等、居住区域とは異なる区域に存在する施設の利用も考えられる。居住している区域以外の施設も利用できる旨の記載を追加できないか。

(西名主任) 素案への追加記載を検討する。

議事の2番「(仮称)郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン(素案)について」事務局の説明をお願いします。

【事務局(笹川補佐)資料2「(仮称)郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン修正一覧」、資料2-1「(仮称)郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン計画素案」により説明】

(平栗裕治委員) 一時的保育の利用料金表のうち、46ページの(3)幼稚園・保育所等の保育料の負担軽減で、平成26年度より保育料の無料化・軽減を実施しますと記載されているが、この計画は27年度からなので、文言整理が必要ではないか。また、所得制限を設けた上でとあるが、新制度での自己負担額区分の基準となる住民税所得割額との関係はどのようになるのか。

(西名主任) 素案の文言を整理する。保護者の所得額と住民税所得割額との関係については、後の利用者負担額案で説明する。

(安田洋子委員) 46ページの(3)幼稚園・保育所等の保育料の負担軽減に「保育所等」とあるのは保育所以外に含まれる施設があるのか。

(西名主任) この計画での「保育所」は公立、民間を問わず認可されている保育所を指す。新制度における保育所は定員20人以上の施設なので、定員19人以下の地域型保育も含めて「保育所等」とした。また、本市においては、認可外保育施設に保育所を補完する役割を担っていただいている。よって、「保育所等」には、認可外保育施設も含まれる。

(鈴木宮子委員) 46ページの実費徴収に係る補足給付を行う事業について、実施にあたっては、各施設により実費徴収の範囲や額が異なるため、負担水準の調査を行うとあるが、いつ頃調査する予定か。

(西名主任) この事業は新制度での新規事業であり、国の補助単価についても昨年末に示されたばかりである。素案に記載したとおり、施設ごとの実費負担額は異なり、郡山市全体の公平性から考えると、実際の負担水準の調査は必要であると考えられる。具体的な時期については現在のところ決まっていない。なお、昨年末に国が示した補助単価は、1号認定の給食費が生活保護世帯1人あたり月額4,500円、1~3号認定に係る教材費・行事費等が生活保護世帯1人あたり月額2,500円であるが、これは市が国から交付される補助金の基準単価であって、今後、市としての支援策を検討する。

(遠藤重子委員) 「保育所等」と記載されている箇所に「認可外保育施設」と追加できるか。

(西名主任) 事務局内で検討する。

(菊池信太郎委員) 18ページの重点施策に東日本大震災及び原子力災害からの子どもと保護者のケアについて記載があるが、50ページの(2)東日本大震災及び原子力災害からの子どもと保護者のケアの箇所にもより詳しい記載が必要ではないか。

(西名主任) 事務局内で検討する。

(安田洋子委員) 3歳未満の待機児童数が多いと記載があるが、12ページの待機児童数のグラフは年齢別になっていない。年齢別のデータを示すことはできるか。

(西名主任) 年齢別グラフと差し替える。

(安田洋子委員) 63ページの(3)人権尊重に立った暴力の根絶の中で、暴力を受ける対象と「女性、高齢者、子ども等」としているが、男性についても記載が必要ではないか。

(西名主任) 事務局内で検討する。

(滝田会長) 次に議事の3番「その他」について何かありますか。

【事務局(佐久間係長)資料3「郡山市保育料(利用者負担額)案について」により説明】

【事務局(伊藤補佐)資料4「平成27年度からの地域子育て支援センターの運営について」により説明】

【事務局(三瓶課長)資料5「新たな専門部会の設置について」により説明】

3 その他

(笹川補佐) 第14回会議は、2月19日(木)午後1時30分から予定しております。後日開催場所も含めて正式な開催通知を発送します。

4 閉会

(笹川補佐) それでは、以上を持ちまして、第13回郡山市子ども・子育て会議を終了します。